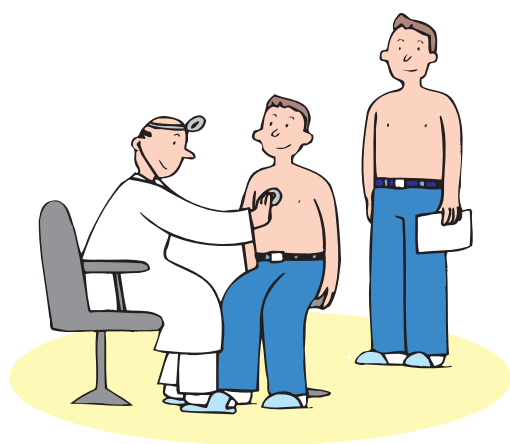


# 防水工事会社向け ウレタン塗膜防水工事における 労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則について



## 特定化学物質障害予防規則の概要

### 特定化学物質の種類

- ① 第1類物質  
がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、特に有害性が高く、製造工程で特に厳重な管理（製造許可）を必要とするもの
- ② 第2類物質  
がん等の慢性障害を引き起こす物質のうち、第1類物質に該当しないもの
- ③ 第3類物質  
大量漏えいにより急性中毒を引き起こす物質

### 主な措置の概要

#### 発散抑制措置（第1類物質及び第2類物質）

- 特定化学物質のガス、蒸気又は粉じんの発散源の密閉化、局所排気装置の設置、プッシュプル型換気装置の設置等による空気中への発散の抑制

#### 漏えいの防止措置（第3類物質等）

- 第3類物質等を製造・取り扱う設備の腐食防止、バルブ等の開閉方向の表示、送給原材料の表示、計測装置・警報設備の設置等による漏えい防止措置

#### 作業主任者の選任（第1類物質、第2類物質及び第3類物質）

- 一定の資格を有する特定化学物質作業主任者による作業方法の決定、労働者の指揮、排気装置等の点検、保護具の使用状況の監視等の職務の実施

#### 作業環境測定の実施（第1類物質及び第2類物質）

- 6か月ごとに1回、特定化学物質の空気中の濃度を測定・評価し、作業環境の状況に応じて必要な改善措置を実施

#### 健康診断の実施（第1類物質及び第2類物質）

- 雇入れ又は配置換えの際及びその後6か月ごとに、特定化学物質の種類に応じた検診項目について健康診断を実施

ウレタン塗膜防水材料の場合、一般的なウレタン塗膜防水材料に配合されている

- 3,3-ジクロロ-4,4-ジアミノフェニルメタン (以下MOCAと表記)
- トリレンジイソシアネート (以下TDIと表記)

これらとその重量の1パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含むものを工事に使用する場合、工事中の規制として労働安全衛生法 **特定化学物質障害予防規則** により、防水工事業者には下の責務が発生します。

法令		令区分		19	23
		物質名		3-アミノジクロロフェニルメタン	トリレンジイソシアネート
区分	禁止物質	第1類物質			
		特定第2類物質	特定第2類物質	○	○
		オーラミン等			
		管理第2類物質			
		第3類物質			
		第3類物質等特別管理物質		○	○
労働安全衛生法	55	製造等の禁止			
	56	製造の許可			
	57	表示		○	○
	59	労働衛生教育(雇入れ時)		○	○
	67	健康管理対象手帳要件			
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備			
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式局排	○	○
		プッシュプル	○	○	
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	密閉式局排	○	○
		プッシュプル	○	○	
	7	局排の性能	制	1.005 cm <sup>2</sup>	
	9\12	用後処理装置の設備	除じん排ガス	○	
			排液		
	12の4	ばろ等の処理	残さい物処理		
				○	○
	21	漏えいの防止		○	○
	24	床の(以上規則原文)		○	○
	25	立入り禁止の措置		○	○
	27	容器等		○	○
	27	特定化学物質作業主任者の選任		○	○
36	作業環境実測の測定記録の保存	実施	○	○	
36の2	作業環境測定の結果の評価	記録の保存	30	3	
37	作業環境測定の実施	記録の保存	30	3	
37	休憩室		○	○	
38	洗浄設備		○	○	
38	喫煙等の禁止		○	○	
38の4	掲示		○		
38の4	作業記録		○		
第52章	特別規制	雇入、定期	○	○	
		健康診断配転後記録の保存	30	5	
42	緊急診断		○	○	
53	記録の報告		○	○	

# 主な規則 (以下規則の原文及び労働衛生コンサルタントの指導による)

## 作業主任者

### 第五章 管理

(特定化学物質作業主任者の選任)

第二十七条 事業者は、令第六条第十八号の作業については、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、

**特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。**

2 令第六条第十八号の厚生労働省令で定めるものは、第二条の二各号に掲げる業務とする。

(特定化学物質作業主任者の職務)

第二十八条 事業者は、特定化学物質作業主任者に次の事項を行わせなければならない。

**一 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。**

二 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を

一月を超えない期間ごとに点検すること。

**三 保護具の使用状況を監視すること。**

(以上 規則原文)



## 保護具

### 第七章 保護具

(呼吸用保護具)

第四十三条 事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。

(保護衣等)

第四十四条 事業者は、特定化学物質で皮膚に障害を与え、若しくは皮膚から吸収されることにより障害をおこすおそれのあるものを取り扱う作業又はこれらの周辺で行われる作業に従事する労働者に使用させるため、不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けなければならない。

(保護具の数等)

第四十五条 事業者は、前二条の保護具については、同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効かつ清潔に保持しなければならない。

(以上 規則原文)

### MOCA

**送気マスク、防じん機能付防毒マスクまたは電動ファン付呼吸用保護具 (PAPR) を必ず着け、保護めがね、化学防護手袋、化学防護服などを用いて皮膚の露出部がないようにする。**

### TDI

**送気マスク、または電動ファン付呼吸用保護具 (PAPR)、防じん機能付防毒マスクの呼吸用保護具、保護めがね、不透性の化学防護手袋、化学防護服を使用する。**



防じん機能付防毒マスク



興研(株)ホームページより

(中央労働災害防止協会刊「特定化学物質・四アルキル鉛等 作業主任者テキスト」及び労働衛生コンサルタント指導による)

## 作業の記録の保存 (MOCA が該当)

(作業の記録)

第三十八条の四 **事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを三十年間保存するものとする。**

一 労働者の氏名

二 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間

三 特別管理物質により著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び事業者が講じた応急の措置の概要

(以上、規則原文)

## 立入禁止措置

第二十四条 事業者は、次の作業場には、**関係者以外の者が立ち入ることを禁止し**、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。

一 **第一類物質又は第二類物質を製造し、又は取り扱う作業場**（臭化メチル等を用いて燻蒸作業を行う作業場を除く。）

二 特定化学設備を設置する作業場又は特定化学設備を設置する作業場以外の作業場で第三類物質等を合計百リットル以上取り扱うもの  
(以上、規則原文)

•表示場所：

- －ベランダ施工の場合：マンション入り口、掲示板等
- －屋上施工の場合：屋上通路や階段ドアなど
- －屋内作業場：入り口ドアなど見やすい場所

•文言：

特化則 24 条により下記の期間、場所を立入禁止とします。

ベランダ、屋上、屋内等（各該当場所）  
XX年YY月ZZ日～TT年RR月WW日

AA 株式会社 担当 CCC 連絡先 :BBB

(以上、労働衛生コンサルタント指導による)



## 掲示 (MOCA が該当)

第三十八条の三 事業者は、第一類物質（塩素化ビフェニル等を除く。）又は令別表第三第二号4から6まで、8、11、12、14、15、19、19の2、21、23の2、24、26、27の2、29、30、31の2若しくは32に掲げる物若しくは別表第一第四号から第六号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十四号、第十五号、第十九号、第十九号の二、第二十一号、第二十三号の二、第二十四号、第二十六号、第二十七号の二、第二十九号、第三十号、第三十一号の二若しくは第三十二号に掲げる物（以下「特別管理物質」と総称する。）を製造し、又は取り扱う作業場（クロム酸等を取り扱う作業場にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場にに限る。次条において同じ。）には、次の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。

一 特別管理物質の名称

二 特別管理物質の人体に及ぼす作用

三 特別管理物質の取扱い上の注意事項

(以上、規則原文)

掲示例

3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン			
CH <sub>2</sub> (C <sub>6</sub> H <sub>3</sub> Cl(NH <sub>2</sub> )) <sub>2</sub>			
応急措置	保護具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
○ 目にはいった場合 — 流水で十分に洗い、眼科医の診察を受ける。 ○ 皮膚についた場合 — 流水で洗う。	○ 防じんマスク・労働衛生保護手袋などを使用する。	○ 容器は密閉して保管する。	○ 人体に対しては芳香族アミンの一般毒性を示し、異常摂取により肝障害（がん）の発生が立証されつつある。 ○ 動物実験では肝がん、肺がんが証明されている。

市販されている MOCA の標識 450×600 mm（日本緑十字社）

# 健康診断

## 第六章 健康診断

### (健康診断の実施)

第三十九条 事業者は、令第二十二條第一項第三号の業務（石綿等の取扱い又は試験研究のための製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事する労働者に対し、別表第三の上欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置替えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

2 事業者は、令第二十二條第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

3 事業者は、前二項の健康診断（シアン化カリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）、シアン化水素（これをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）及びシアン化ナトリウム（これをその重量の五パーセントを超えて含有する製剤その他の物を含む。）を製造し、又は取り扱う業務に従事する労働者に対し行われた第一項の健康診断を除く。）の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、別表第四の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

4 令第二十二條第二項第二十四号の厚生労働省令で定める物は、別表第五に掲げる物とする。

5 令第二十二條第一項第三号の厚生労働省令で定めるもの及び同条第二項の厚生労働省令で定めるものは、第二條の二各号に掲げる業務とする。

### (健康診断の結果の記録)

第四十条 事業者は、前条第一項から第三項までの健康診断（法第六十六條第五項ただし書の場合において当該労働者が受けた健康診断を含む。次条において「特定化学物質健康診断」という。）の結果に基づき、特定化学物質健康診断個人票（様式第二号）を作成し、これを五年間保存しなければならない。

2 事業者は、特定化学物質健康診断個人票のうち、特別管理物質を製造し、又は取り扱う業務（クロム酸等を取り扱う業務にあつては、クロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う業務に限る。）に常時従事し、又は従事した労働者に係る特定化学物質健康診断個人票については、これを三十年間保存するものとする。

### (健康診断の結果についての医師からの意見聴取)

第四十条の二 特定化学物質健康診断の結果に基づく法第六十六條の四の規定による医師からの意見聴取は、次に定めるところにより行わなければならない。

一 特定化学物質健康診断が行われた日（法第六十六條第五項ただし書の場合にあつては、当該労働者が健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出した日）から三月以内に行うこと。

二 聴取した医師の意見を特定化学物質健康診断個人票に記載すること。

### (健康診断の結果の通知)

第四十条の三 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

### (健康診断結果報告)

第四十一条 事業者は、第三十九条第一項から第三項までの健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、特定化学物質健康診断結果報告書（様式第三号）を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

### (緊急診断)

第四十二条 事業者は、特定化学物質が漏えいした場合において、労働者が当該特定化学物質により汚染され、又は当該特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく、当該労働者に医師による診察又は処置を受けさせなければならない。

(以上、規則原文)

## 要約

### 第 39 条 健康診断

- 第 2 類を取り扱う作業に従事する労働者に実施し、健診結果の保存は MOCA は 30 年、TDI は 5 年
- 雇入れ時、配置換え時の健康診断実施
- 特殊健康診断を 6 カ月に 1 回実施

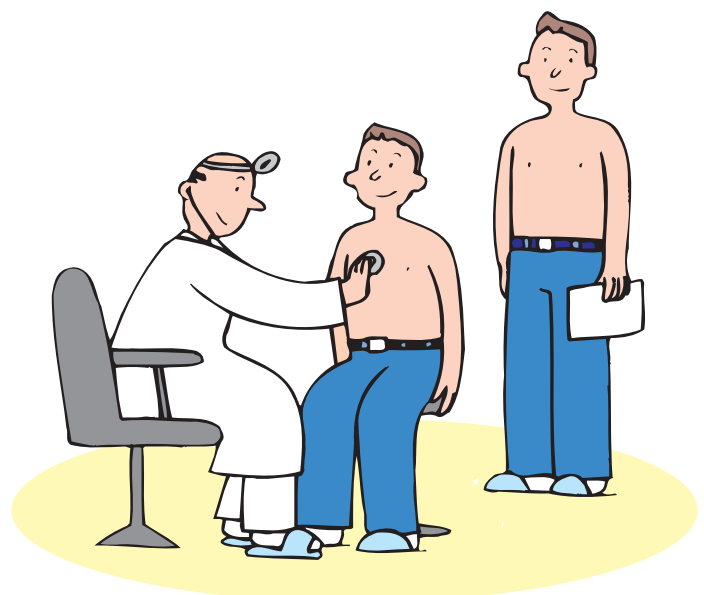
### 第 40 条の 3 健診結果の通知

- 健康診断を受けた労働者に遅滞なく結果を通知する。

### 第 41 条 健康診断結果報告

- 特定化学物質健康診断結果報告書（様式第 3 号）を遅滞なく監督署長に提出する。（定期のもののみ）

(以上、労働衛生コンサルタント指導による)



## その他

安衛法 101 条 MSDS の掲示・周知

- 安衛法 57 条の 2 第 1 項、2 項により通知された MSDS を作業場に掲示、備え付け、周知する。
- 違反の場合は安衛法 120 条により 50 万円以下の罰金

特化則 25 条 容器の保管措置

- ①運搬貯蔵するときは漏れ、こぼれがないよう堅固な容器を使用する。
- ②容器、包装の見やすい場所に名称、取り扱い上の注意事項を表示する。
- ③容器、空容器の保管については、一定の場所に集積する。

特化則 38 条の 2 喫煙等の禁止

- 第 1 類、第 2 類物質を製造、取り扱う作業場での喫煙、飲食を禁止
- これを見やすい場所に表示する。

## 屋内作業の遵守事項

特化則 5 条 2 項 臨時の作業には全体換気装置を設置

- 特定第 2 類物質を取り扱う作業場には局所排気装置の設置、ただし臨時の作業には全体換気装置を設置する。

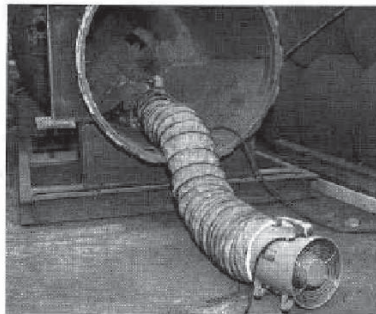


写真 3-13 ポータブルファンとスパイラル風管を使う全体換気

特化則 36 条 作業環境測定

- 第 2 類を取り扱う屋内作業場は 6 カ月に 1 回作業環境測定士による作業環境測定を実施し、測定結果はモカは 30 年、TDI は 5 年間保存する。

(以上、労働衛生コンサルタントの指導による)